

政治資金監査報告書の形式審査時における 確認項目（報告様式）（案）

委員限り

資料A 別紙2

提 出 先 : () 都・道・府・県 選管 総務大臣分・都道府県選管分

国会議員関係政治団体名 :

登録政治資金監査人氏名 :

番号 _____

確認項目

※注 ① 本様式は団体ごとに作成をお願いします。

- ② 確認項目①～⑨については、「該当あり」欄及び「補正なし」欄の双方にチェックを入れた場合に報告をお願いします。⑩については、収支報告書（支出に係る分に限る。）上の金額の不整合があった場合には、その後解消された場合であっても、「該当あり」欄にチェックを入れて、報告をお願いします。
- ③ 最初の受付時点において、確認項目に関して下表の記述に該当する場合、「該当あり」欄の□に☑とチェックを入れるようお願いします。
- ④ 確認項目①～⑨に該当した場合、指摘したにもかかわらず団体から補正がなされなかった場合に、「補正なし」欄の□に☑とチェックを入れるようお願いします。
- ⑤ 備考欄には、確認項目に関する特記事項があれば記載をお願いします。
- ⑥ その他報告事項欄には、確認項目以外に指導・助言が必要と考える事項の記載をお願いします。

番号	確 認 項 目	該 当 あ り	補 正 な し	備 考
①	【日付】 政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない（定期分：監査対象年の翌年でない。解散分：政治団体でなくなった日から60日以内の収支報告書提出までの期間に係る年でない。）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の名称が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④	【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名が自署されていない、又は自己の印が押されていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤	【登録番号】 登録番号が記入漏れしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記入漏れしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦	【省令様式】 政治資金監査報告書は、政治資金規正法施行規則別記12号様式の4のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧	【1 監査の概要】 (1)～(4)の4項目から構成されていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑨	【2 監査の結果】 (1)～(4)の4項目から構成されていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不整合等）がある。	<input type="checkbox"/>	/	

(裏面へ続く)

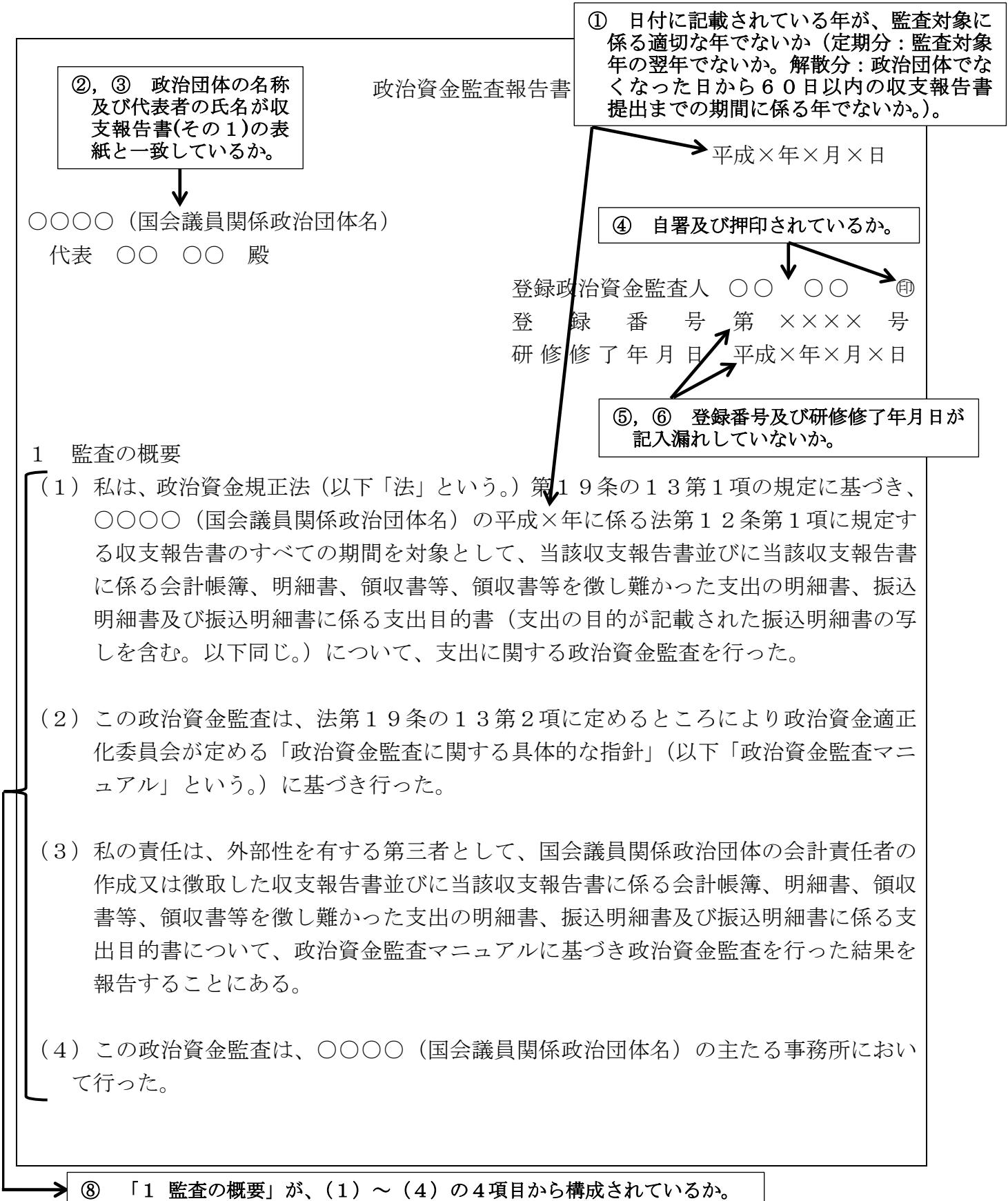
4. その他報告事項

--

【参考】確認項目と政治資金監査報告書の対応関係

1. 政治資金監査報告書の記載に係る確認項目

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合



2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

→ ⑨ 「2 監査の結果」が、(1)～(4)の4項目から構成されているか。

3 業務制限

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

⑦ 政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されており、A4の用紙で作成されているか。

2. 政治資金監査の実施状況に係る確認項目

- ⑩ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不整合等）がないか。